

東日本大震災における被災学生に対する
「修学支援助成金」及び「植田特別奨励金」に係る特別措置要項

本学の学生・大学院生で、『東日本大震災により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災し、その家屋が損壊、焼失又は流失、あるいは学費支弁者が死亡等の被災者』（以下、「被災者」という。）に対する修学支援として、次の「修学支援助成金」及び「植田特別奨励金」による経済的支援を、平成 23 年度春学期に限り特別に講じる。

修学支援助成金

1 対象者

- (1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者
- (2) 家屋の半壊などの被災者
- (3) 家屋の一部損壊などの被災者

2 給付額

- (1) 1 - (1)の場合は、平成 23 年度春学期分として 3 6 万円
- (2) 1 - (2)の場合は、平成 23 年度春学期分として 2 4 万円
- (3) 1 - (3)の場合は、平成 23 年度春学期分として 1 2 万円

3 該当者の認定

当該学生・大学院生が、4 に定める申請書類を平成 23 年 4 月 30 日までに、当該キャンパスの事務窓口(千里山キャンパスについては教務センター・専門職大学院事務グループ)へ提出し、学部長・研究科長が決定する。

4 申請書類

- (1) 「被災者特別措置申請書」(在学生用改定版)
- (2) 証明書等
 - ア 「罹災証明書」
 - イ 「死亡証明書」等、学費支弁者が被災によって死亡した場合に必要な
 - ウ 「診断書」、学費支弁者が被災により重傷を負った場合に必要
 - エ その他必要と認める書類

5 支給方法

原則として当該学生・大学院生の銀行口座に振込む。

植田特別奨励金

1 対象者

- (1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者
- (2) 家屋の半壊などの被災者
- (3) 家屋の一部損壊などの被災者

2 給付額

1 - (1)又は(2)の場合は、平成 23 年度春学期分として 2 4 万円

1 - (3)の場合は、平成 23 年度春学期分として 6 万円

3 該当者の認定

の 3 に同じ。

4 申請書類

の 4 に同じ

5 支給方法

の 5 に同じ。

以 上

植田特別奨励金について

本学の教育及び学術振興の拠点として活用されている「関西大学飛鳥文化研究所」は、元教育後援会会長の故植田正路先生のご厚志により、昭和 50 年に竣工しました。

その後、先生は、同研究所の施設等の整備・拡充を図ることを目的として、「教育振興植田基金」を設置され、現在では在学生への給付奨学事業（植田奨励金）としても活用されています。

このたびの東日本大震災による被災状況に鑑み、ご子息である植田芳光先生（本学評議員、校友会財務部長）が委員長を務める教育振興植田基金運営委員会において、現行の植田奨励金とは別に、1,000 万円をこの基金から拠出することを決定しました。

具体的には、同震災により被災された本学の学生の方に対して、「植田特別奨励金」を給付することにしました。